

株主各位

第88期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

「主要な事業内容」

「主要な営業所」

「使用人の状況」

「主要な借入先の状況」

「その他企業集団の現況に関する重要な事項」

「株式の状況」

「新株予約権等の状況」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「会社支配に関する基本方針」

連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第88期（2024年4月1日～2025年3月31日）
神田通信機株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

部 門 内 容	事 業 の 内 容
情 報 通 信 事 業	電話交換設備、各種ネットワークシステム、情報システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス 情報機器及びソフトウェアの販売 無線関係、CCCV、放送装置等電子機器の販売・設計・施工・保守
照 明 制 御 事 業	照明制御システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス
不 動 産 賃 貸 事 業	不動産の賃貸

主要な営業所（2025年 3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都千代田区
千 葉 支 店	千葉県千葉市
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
大 阪 支 店	大阪府吹田市
立 川 支 店	東京都立川市

② 子会社

日 神 電 子 株 式 会 社	本社（東京都千代田区）、北関東支店（埼玉県さいたま市）
-----------------	-----------------------------

使用人の状況（2025年 3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
情 報 通 信 事 業	169名	16名減
照 明 制 御 事 業	31名	1名増
全 社 （ 共 通 ）	40名	6名増
合 計	240名	9名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
206名	7名減	44.2歳	21.0年

(注) 使用人数は就業員数であります。

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	110,000千円
株式会社りそな銀行	50,000千円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2025年3月31日現在）

- （1）発行可能株式総数 8,055,000株
- （2）発行済株式の総数 2,623,227株
- （3）株主数 1,238名
- （4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐藤正	288,000株	12.63%
佐山 浄徳	228,507株	10.02%
光通信株式会社	180,500株	7.92%
株式会社UHPartners 2	146,000株	6.41%
平野博美	128,200株	5.62%
神田通信機従業員持株会	114,474株	5.02%
神部 雅人	99,455株	4.36%
佐藤久世	61,200株	2.68%
株式会社ナカヨ	60,300株	2.65%
株式会社エスアイエル	56,900株	2.50%

(注) 1. 当社は、自己株式343,804株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,833株	3名

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

みおぎ監査法人

(2) 報酬等の額

	み お ぎ 監 査 法 人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを取締役及び従業員に周知徹底させる。
- ロ. コンプライアンスを統括する部門は、管理本部が担当し、担当取締役を置く。
- ハ. 取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程を策定する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 全社のリスク管理は管理本部にて統括し、担当取締役を置く。総務部はリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 事業所長はそれぞれの事業所に関するリスクの管理を行う。本部長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
- ロ. 事業部制を採用し、業績への責任を明確化する。

⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ロ. 関係会社の管理は管理本部にて統括し、関係会社規程を定め、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ハ. 管理本部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ニ. グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室を置き、監査室に属する従業員が、監査役の補助をする。また、管理本部の所属員も監査役の事務を補助する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の従業員の人事異動、評価、懲戒については、予め監査役会に通知するものとし、監査役会は必要な場合、人事担当取締役に対して変更を申し入れすることができるものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び監査室員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れのあるとき、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ロ. 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また事業部門と監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部とし、警察署等関連機関と常に連絡をとりながら、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① コンプライアンスに関する取り組み

役職員のコンプライアンス意識の向上に努めるため、コンプライアンス委員会を設置し、社内制度を整備するとともに、内部監査部門と連携し、法令及び社内制度を遵守するための取り組みを行っております。

② リスク管理体制

リスク管理規程を定め、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

③ 内部監査体制

監査室により、社内各部門が法令、規程、その他社会規範等に即し、適切な業務運営がなされているか、書類の確認及びヒアリング等を通じて内部監査を実施いたしております。

④ 取締役の職務執行体制

取締役の職務の適正性及び効率性を確保するため、毎月取締役会において取締役及び執行役員業務執行状況の報告に対し、審議・検討を行っております。

⑤ 監査役の監査体制

監査役は取締役会、経営会議等の重要な協議の場に参加し、執行状況の確認を行っております。また、監査室、会計監査人等と定期的に情報交換を行い監査の実効性を高めております。

会社支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1)経営の基本方針

①経営理念に基づいた経営の推進

当社グループは、経営理念として、「社会貢献」「改革・成長」「明朗・誠実・協力」の3つを掲げ、この理念に基づいて経営を推進しています。「社会貢献」については、当社のすべての技術を結集し、お客様に満足される情報通信ネットワークソリューションを提供することにより、社会に貢献します。「改革・成長」については、日頃から、改革・改善に取り組み、日々の創造と絶えざる前進をし、社会の発展に寄与します。「明朗・誠実・協力」については、明朗・誠実・協力を社是とし、遵法精神の下、良き企業人として活動します。

②顧客インフラに対する責任

当社の主力ビジネスである情報通信事業は、顧客にとって通信・情報の生命線であるインフラに関わる業務です。顧客の業務プロセスに合致したインフラ構築を行う必要があり、公共性、継

続性、安定性の維持が求められる責任の重い仕事です。当社では、中長期にわたって安全と安心を提供し続けることを使命と捉え、この業務に取り組んでいます。

さらに、近年、無線技術の進化やクラウド化の進展等、技術面での高度化が著しく、顧客の既存設備を最大限に活かしたソリューションサービスを提供するためには、当社のコアな技術と先端技術を高め続けていく必要があります。

③企業価値及び株主価値の中長期的な向上

「経営理念に基づいた経営の推進」や「顧客インフラに対する責任」を果たしていくためには、ステークホルダーと中長期的な信頼関係を構築することが非常に重要だと認識しております。

当社は、上場会社として、資本コストを意識した経営を行うとともに、当社の存在価値を発揮することを通じて、企業価値及び株主価値を向上させて参ります。

(2)企業価値の源泉

①信頼の社歴と財務基盤

当社は、1947年の設立以来77年にわたって、顧客のインフラ構築と維持という業務に取り組んで参りました。当社は販売（ハード）から保守サービス（ソフト）までの一貫体制を備え、顧客のインフラを中長期にわたってサポートしております。また、顧客に対して長期間の保守サービスを提供するためには一時的な外部環境の悪化によっても揺らがない一定レベルの財務基盤が求められます。当社は、77年の事業活動を通じて、一貫体制による信頼の獲得と財務基盤を備えて参りました。これらは当社の企業価値の源泉であると考えています。

②ニーズへの対応力

顧客インフラに求められる3要素（公共性、継続性、安定性）について、当社では、組織的な対応を行っています。具体的には、①公共性については、顧客の営業網をカバーする地域に当社としても拠点進出する等の活動を行っています。②継続性については、保守サービスの提供に加えて、可能な限り部品や治具を備え置く配慮等の対応を行っています。③安定性については、顧客からの緊急な問合せに対応する24時間体制のコンタクトセンター、迅速で適切な対応を可能にする有資格者等を設置・配置しております。

個別に、短期的に捉えれば無駄に思えるようなサポートであっても、それらのサポートが有機的に融合することで顧客との中長期的な関係構築に繋がり、ビジネスとしての採算に見合っております。この対応力は一朝一夕に構築できるものではなく、今後更に活かすべき当社の企業価値の源泉であると考えています。

③顧客基盤の厚み

上記①及び②の一貫体制等による信頼の社歴と財務基盤、ニーズへの対応力によって、官公庁、医療・福祉法人、金融機関、民間企業等、当社が中長期的な関係構築に至った顧客は1万サイトをを超えるまでになりました。また、これらの顧客において、現時点でも長期間にわたる保守サービス契約に至っております。

このように当社と取引を頂いている一社一社との信頼関係こそが、決算書に表れない当社の資産価値であると考えています。

④技術力・開発力を生み出す体制

数多くの顧客のニーズを聞き、対応方法を検討することが、当社の多種多様で豊富な施工実績とソフト開発力の向上に繋がっています。その結果として、高い技術力、独自のノウハウ・開発力が社内に蓄積されております。また、この技術力等を維持・発展させるために、内部教育の継続による人材育成や組織的な取組み等を継続しています。

当社の具体的な取組みとして、公的資格の取得補助制度、営業者用・技術者用の育成マニュアルの充実、社内での自主的な勉強会の開催等が挙げられます。

顧客のインフラや業務処理における問題や課題に真摯に取り組むことができる企業集団としての力が当社の強みであると考えております。

(3)中長期的な企業価値向上に資する取組み

①環境分析

(a)主力事業に関する市場環境の縮小

当社の主力事業であるP B X市場は、近年のサーバー化の浸透、クラウド化の進展、モバイル化への流れ等から、縮小傾向が続いております。一方で、既存設備の活用や従来の機能保持ニーズも存在することから、一定規模のP B X市場は残ることを予想していますが、縮小の傾向は明らかであり、厳しい市場環境であると認識しています。

(b)照明制御技術の進化

近年、世界では照明制御に関する技術が顕著なイノベーションを遂げています。日本では国内大手電機メーカーの独自規格が浸透しており、世界の最先端の照明制御の規格はあまり知られていませんでした。しかし、近年より先進的な設計事務所や照明デザイナー等から、省エネ照明だけでなく、売り場やエントランスで購買動機等を演出する照明制御の分野に注目が集まり、照明制御の自由度を高める国際標準規格「DALI」が浸透して参りました。照明制御技術が進化することに伴い、日本国内におけるこの「DALI」の認知度は更に高まっていくものと推定しています。

②既存事業の収益率の向上及び新規事業の拡大

(a)既存事業の収益率の向上

情報通信を中心とした既存事業については、安定収益部門である保守サービスの強化やクラウド利用料等といった事業収益の拡大を図るとともに、プロセス管理の徹底によるコスト削減により収益率の向上に取り組んで参ります。

(b)新規事業の拡大

新規事業については、照明制御の認知度が高まる市場環境に加えて、国際標準規格「DALI」のSierとしてのポジションを活かし、当社の新たな事業の柱とすべく取り組んで参ります。照明制御におけるシステム構築は、当社が長年培ってきた技術力・開発力との親和性が高く、当社のノウハウが活かせる分野であると認識しております。

③中期経営計画

(a)計画の骨子

上記①の環境分析で記載したように、当社を取り巻く外部環境は劇的な変化を迎えています。当社はこの変化を脅威ではなく、次世代に飛躍するための機会と捉え、事業構造の改革に取り組む方針です。既存事業の収益率を向上させ、照明制御事業を新たな事業の柱とすることが、中期経営計画の骨子です。

(b)ワークスタイルと企業文化の変革

第二の創業ともいえるべき事業構造の改革は、働く人材の健康や働きがいがないでは達成することが出来ません。仕事とプライベートのバランスを保ち、やりがいを感じていきいきと働くことが出来るワークスタイルの確立を行って参ります。

また、変革に向かって大きく舵を切るためには、人材の実効性を高め、チャレンジを歓迎する企業文化に変革していくことが必要不可欠であると認識しております。

④企業価値向上に向けた取組み

(a)組織関連の取組み

コア事業から新規事業へのシフトによる適切な人員配置を行うと共に最適ソリューション提供のためのフロント機能の強化。

(b)人事関連の取組み

採用の強化による優秀な人材の確保及び社員教育の徹底による人材の活性化。

(c)業務面の取組み

社内システムの変革による業務効率化とプロセス管理を含むコスト削減及び1人当り限界利益の向上による収益率のアップ。

(d)将来に向けた投資

差別化のための開発投資及び人材育成のための先行投資。

(e)財務面の取組み

資本コストを意識した適切な財務基盤の確保。

事業構造改革に必要な投資と適切な株主還元の実施。

(4)内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業活動を通して、永続的に社会の発展に寄与することを目指し、その実現のために、内部統制システムとコーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正な経営を実現するとともに、効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会において、取締役の業務執行の監視を行い、取締役会により経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名、非常勤の監査役 2 名（社外監査役）の計 3 名で構成され、定期的に監査役会を開催しており、監査役相互間で情報の共有や意見交換を行い、監査の実効性と効率性をより高めることに努めております。また、監査役は、取締役会にも出席し、取締役の職務遂行を監視しております。なお、当社の監査役として、社外監査役を 2 名選任しており、独立性を強化しております。

当社の取締役会は、取締役 6 名で構成され、原則毎月 1 回開催されており、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しております。

また、当社の取締役会は、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を 2 名選任しており、監督機能及び助言機能を強化しております。なお、取締役の経営責任をより明確にするために、当社では、取締役の任期を 1 年にしております。なお、社外取締役 2 名と社外監査役 2 名は独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

さらに、当社は執行役員制度を導入し、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、経営方針・経営戦略の意思決定機能の強化と経営方針・経営戦略に基づいた業務執行を確実かつ効率的に実施しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1)本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記 1. に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様が当該大量取得行為について評価・検討等する時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり必要な情報を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(2)本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大量取得行為を行おうとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために買収者が遵守すべき手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総

会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、一定の対抗措置をとることができるものとします。

なお、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様には当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外役員及び社外の有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、本プランの発動の是非に関し、株主の皆様意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの内容の詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

https://www.kandt.co.jp/uploads/ir20240513_03.pdf

4. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

従いまして、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針の実現に資するものです。

(2)株主意思の重視

本プランの有効期間は、第87期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしており、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、廃止されることになります。その意味で、本プランには、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

(3)独立性を有する社外取締役及び社外の有識者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動等に際しては、当社経営陣から独立性を有する当社社外役員及び社外の有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5)デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型又はノーハンド型対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,310,825	1,111,633	2,912,571	△ 245,352	5,089,677
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 154,624		△ 154,624
親会社株主に帰属する当期純利益			431,625		431,625
自 己 株 式 の 取 得				△ 199,604	△ 199,604
自 己 株 式 の 処 分		13,099		9,438	22,538
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	13,099	277,001	△ 190,165	99,934
当連結会計年度末残高	1,310,825	1,124,732	3,189,572	△ 435,518	5,189,612

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	682,501	△ 2,839	679,662	5,769,339
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△ 154,624
親会社株主に帰属する当期純利益				431,625
自 己 株 式 の 取 得				△ 199,604
自 己 株 式 の 処 分				22,538
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	253,638	△ 7,294	246,343	246,343
当連結会計年度変動額合計	253,638	△ 7,294	246,343	346,278
当連結会計年度末残高	936,140	△ 10,133	926,006	6,115,618

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	1 社
連結子会社の名称	日神電子株式会社

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称	日本電話工業株式会社
連結の範囲から除いた理由	総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称	日本電話工業株式会社
持分法を適用していない理由	持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
ロ. その他有価証券	市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 未成工事支出金	個別法による原価法
ロ. 仕掛品	個別法による原価法
ハ. 材料貯蔵品	移動平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法
によっております。

④引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 受注工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失が発生すると見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、当該損失見積額を計上しております。
- ホ. 解体費用引当金 建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
- ヘ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益には、主に電話交換設備工事、照明制御システム工事等における建設工事の請負が含まれ、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（見積総原価に対する実際原価の割合）によっております。

ただし、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に費用処理しております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を費用処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への変更はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形・工事未払金等」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したことから、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は71,151千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1)工事契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
売上高	1,817,013千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約に係る収益は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（見積総原価に対する実際原価の割合）によっております。

工事原価総額は、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を使用しておりますが、工事着工後の作業内容の変更や機器材料価格又は外注価格の変動等に伴い、履行義務の充足に係る進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	422,700千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っており、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、建て替えを予定している本社ビルについてアスベストの含有の可能性を認識したことを契機として専門業者の調査結果を踏まえ、資産除去債務の見積りを変更いたしました。

この見積りの変更により、104,549千円を固定負債の資産除去債務として計上しております。なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ、60,675千円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産	
投資有価証券	260,233千円
現金預金	17,000千円
上記に対応する債務	
工事未払金	214,653千円
買掛金	9,522千円
未払金	8,185千円
(2)有形固定資産の減価償却累計額	1,397,910千円

7. 連結損益計算書に関する注記

解体関連費用	
解体費用	57,800千円
解体費用引当金繰入額	57,800千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	2,623,227株

(2)配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	154,624千円	66円	2024年3月31日	2024年6月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	159,559千円	70円	2025年3月31日	2025年6月30日

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については銀行借入により調達しております。また、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

また、満期保有目的の債券は、元本が保証されるか、若しくは格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形・工事未払金等は流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰計画を作成・更新することによりリスク低減を図っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は、注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形、電子記録債務、工事未払金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	231,941千円	222,275千円	△ 9,666千円
其他有価証券	1,786,599千円	1,786,599千円	－
資産計	2,018,540千円	2,008,874千円	△ 9,666千円

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,786,599千円	－	－	1,786,599千円

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 公社債	－	222,275千円	－	222,275千円

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における取引価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用の土地及びビルならびに駐車場を有しております。

(2)賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
474,061千円	2,042,915千円

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

11. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント			合計
	情報通信事業	照明制御事業	不動産賃貸事業	
一時点で移転される財	3,955,941千円	174,061千円	－	4,130,003千円
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	2,395,152千円	590,753千円	－	2,985,905千円
顧客との契約から生じる収益	6,351,093千円	764,815千円	－	7,115,909千円
その他の収益	－	－	63,797千円	63,797千円
外部顧客への売上高	6,351,093千円	764,815千円	63,797千円	7,179,706千円

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,167,606千円	2,007,894千円
契約資産	422,267千円	218,060千円
契約負債	76,892千円	64,036千円

②残存する履行義務に配分された取引価格

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	1,406,894千円	436,049千円	1,842,943千円

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,682円97銭

(2) 1株当たり当期純利益

185円95銭

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,310,825	328,000	783,633	4,310	216,500	1,717,244	△ 245,352	4,115,160
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△ 154,624		△ 154,624
当 期 純 利 益						410,676		410,676
自己株式の取得							△ 199,604	△ 199,604
自己株式の処分			13,099				9,438	22,538
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	13,099	-	-	256,052	△ 190,165	78,986
当 期 末 残 高	1,310,825	328,000	796,732	4,310	216,500	1,973,297	△ 435,518	4,194,146

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	682,501	682,501	4,797,662
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 154,624
当 期 純 利 益			410,676
自己株式の取得			△ 199,604
自己株式の処分			22,538
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	253,638	253,638	253,638
当 期 変 動 額 合 計	253,638	253,638	332,625
当 期 末 残 高	936,140	936,140	5,130,287

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式
満期保有目的の債券
その他有価証券

移動平均法による原価法
償却原価法（定額法）
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金
仕掛品
材料貯蔵品

個別法による原価法
個別法による原価法
移動平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）
リース資産

定率法
定額法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち損失が発生すると見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、当該損失見積額を計上しております。

解体費用引当金

建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に費用処理しております。過去勤務費用については、発生年度に全額を費用処理しております。

(5)収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益には、主に電話交換設備工事、照明制御システム工事等における建設工事の請負が含まれ、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法（見積総原価に対する実際原価の割合）によっております。

ただし、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動負債」の「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額の重要性が増したことから、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「電子記録債務」は71,151千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
売上高	1,477,132千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記（1）工事契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	390,515千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記（2）繰延税金資産の回収可能性②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、建て替えを予定している本社ビルについてアスベストの含有の可能性を認識したことを契機として専門業者の調査結果を踏まえ、資産除去債務の見積りを変更いたしました。

この見積りの変更により、104,549千円を固定負債の資産除去債務として計上しております。なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ、60,675千円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産	
投資有価証券	260,233千円
現金預金	17,000千円
上記に対応する債務	
工事未払金	214,653千円
買掛金	9,522千円
未払金	8,185千円
(2)有形固定資産の減価償却累計額	1,386,643千円
(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	5,948千円
短期金銭債務	1,178千円

7. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高	
売上高	4,811千円
仕入高	7,122千円
営業取引以外の取引	21,400千円
(2)解体関連費用	
解体費用	57,800千円
解体費用引当金繰入額	57,800千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	343,804株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	45,256千円
有価証券評価損	27,898千円
退職給付引当金	246,726千円
減価償却資産超過額	14,839千円
減損損失累計額	16,543千円
解体費用引当金	36,435千円
その他	60,410千円
繰延税金資産小計	480,633千円
評価性引当額	△90,117千円
繰延税金資産合計	390,515千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△390,149千円
除去費用	△13,828千円
繰延税金負債合計	△403,977千円
繰延税金負債の純額	△13,461千円

10. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）第80-26項の定めに従って注記を省略しております。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報は収益認識会計基準第80-26項の定めに従って注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,250円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	176円93銭